

2018年12月25日 全6頁

過大支払利子税制の見直し

国内金融機関に支払う借入金の利子は、引き続き損金算入制限の対象外

金融調査部
主任研究員 金本悠希

[要約]

- 12月14日、与党は「平成31年度税制改正大綱」を公表した。今後、閣議決定を経て、2019年3月末頃に法改正が行われる見込みである。
- 大綱では、過大な支払利子について損金算入を認めないという「過大支払利子税制」の見直しが行われている（2020年4月1日以後に開始する事業年度から適用）。ただし、引き続き、国内法人が国内の者に支払う借入金の利子は損金算入制限の対象から除外され、国内金融機関の貸し出しには特段の影響はないと考えられる。
- また、（非関連者に支払う）債券の利子は、支払時に源泉徴収が行われるもの等は損金算入制限の対象から除外されるため、そのような債券のマーケットにも特段の影響はないと考えられる。

1. はじめに

2018年12月14日、自由民主党・公明党は「平成31年度税制改正大綱」（以下、大綱）を公表した¹。今後、閣議決定を経て、2019年3月末頃に法改正が行われる見込みである。本稿では、大綱のうち、過大支払利子税制の見直しについて解説する。

2. 現行制度の概要

法人が借入金等の利子を支払う場合、原則として損金算入が認められる。過大支払利子税制とは、法人が過大な利子を支払うことを通じた租税回避を防止するため、過大と認められる利子について損金算入を認めない制度である。

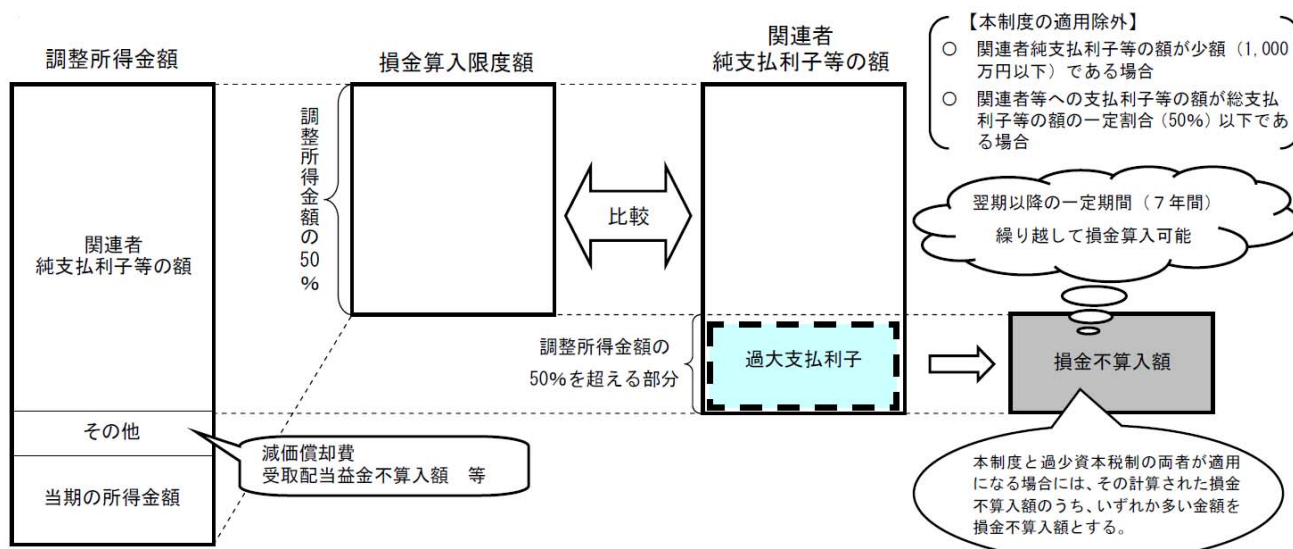
現行制度の概要は、法人が支払う利子等のうち国外のグループ会社等（関連者等）に支払う

¹ 自由民主党ウェブサイト (<https://www.jimin.jp/news/policy/138664.html>) 参照。

利子等²が対象とされ、その支払利子等のうち、その法人の所得に一定の調整を加えた額（調整所得金額）の50%を超える部分は、原則として損金算入が認められないとされている³。調整所得金額は、受取配当等の益金不算入制度等を適用せずに計算した所得に、支払利子、減価償却費等を足し戻して算出される。

現行制度の過大支払利子税制のイメージは以下の通りである。

図表1 現行制度の過大支払利子税制のイメージ



（注） 関連者等（直接・間接の持分割合50%以上又は実質支配・被支配関係にある者等）への支払利子等の額（利子等の受領者側で我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等を除く。）の合計額からこれに対応する受取利子等の額を控除した残額をいう。

（出所）政府税制調査会（2017年11月1日）における財務省説明資料

3. 大綱による見直し

(1) 見直しのポイント

過大支払利子税制は、OECD（経済協力開発機構）・G20のBEPS（税源侵食と利益移転）プロジェクトを受けて見直しの議論がなされ⁴、大綱で見直しの内容が明らかにされた。見直しのポイントは、次のようにまとめることができるだろう。

- ①国内の者への支払利子等（一定の債券の利子等以外）は、引き続き、損金算入制限の対象から除外
- ②損金算入限度額を、調整所得金額の「50%」から調整所得金額の「20%」に引き下げ
- ③調整所得金額について、受取配当等の益金不算入額を除外する等の見直し

² 受取利子等と相殺したネットの額。

³ 支払利子の額が1,000万円以下の場合等は、過大支払利子税制は不適用。なお、損金算入されなかった部分は、翌期以降7年間、繰り越しが認められる。

⁴ 拙稿「過大支払利子税制に関する税制改正要望」（2018年10月4日付大和総研レポート）
https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181004_020350.html 参照。

(2) 見直し後の制度の全体像

大綱による見直し後の過大支払利子税制は次のようになる（図表 2 参照）。支払利子等の額から対象外支払利子等の額を控除して求められる対象支払利子等の額から、受取利子等の額の合計額を控除して、対象純支払利子等の額が算出される。この額が、調整所得金額の 20% を超える場合、超える部分は、原則として損金の額に算入されない。ただし、以下のいずれかの適用免除基準に該当する場合は、過大支払利子税制は適用されず、損金算入が制限されない。

- ①対象純支払利子等の額が 2,000 万円以下であること
- ②グループ全体（※1）の対象純支払利子等の額（※2）が、グループ全体の調整所得金額（※3）の 20% 以下であること

（※1）内国法人及び当該内国法人との間に発行済株式等の 50% 超を保有する等の関係のある他の内国法人で、一定のものが含まれる。

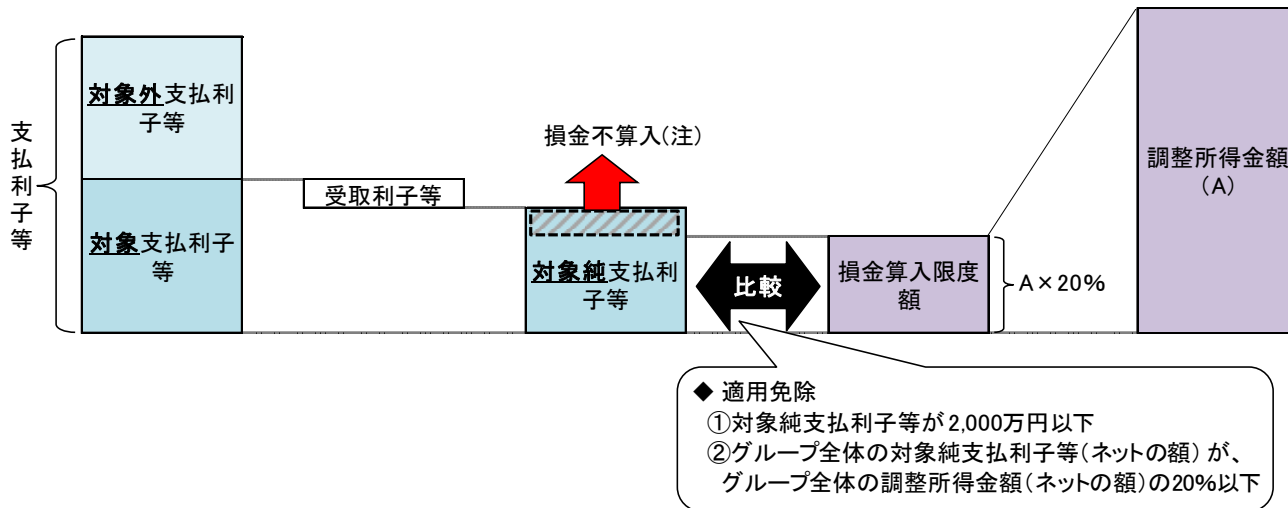
（※2）純受取利子等の額と相殺したネットの額。

（※3）グループ内の法人の調整所得金額がマイナスの値となる場合、その額とグループ全体の調整所得金額（プラスの値）を相殺したネットの額。

調整所得金額の 20% を超えたため損金不算入とされた額は、翌期以降 7 年間繰り越して損金算入が認められる。

大綱による見直しは、2020 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用される。

図表 2 大綱による見直し後の過大支払利子税制のイメージ



（注）翌期以降 7 年間繰り越して損金算入が認められる。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) 対象外支払利子等の額

大綱による見直しでは、対象外支払利子等の額は、支払利子等の区分に応じて、次のように定められている⁵。

⁵ ただし、一定の関連者が他の者を通じて法人に資金を供与した等場合は、法人が当該他の者に支払う利子等は

まず、支払利子等が、当該法人が発行した債券⁶に係る支払利子等で、非関連者に対するもの（特定債券利子等）の場合、対象外支払利子等の額は債券ごとに次の①②のいずれかの金額とされている。

①以下の額

- (a) 支払時に源泉徴収が行われ、又はその特定債券利子等を受ける者においてわが国の課税所得に含まれる特定債券利子等の額
- (b) 一定の公共法人に対する特定債券利子等の額

②以下の区分に応じて、それぞれ以下に定める金額

- (a) 国内で発行された債券 特定債券利子等の額の 95%に相当する金額
- (b) 国外で発行された債券 特定債券利子等の額の 25%に相当する金額

よって、特定債券利子等の額は、支払時に源泉徴収されるものは、①に該当するため、全額が対象外支払利子等に該当し、損金算入制限の対象とならないこととなる。また、その特定債券利子等を受ける者においてわが国の課税所得に含まれるものは、通常、国内の者が支払いを受ける利子等が該当し、これも全額が対象外支払利子等に該当し、損金算入制限の対象とならないこととなる。

一方、②に該当する特定債券利子等の場合、国内発行であれば 5%相当額、国外発行であれば 75%相当額が、対象支払利子等の額に含まれることとなる（その結果、対象「純」支払利子等が、調整所得金額の 20%を超えれば、原則として損金算入が認められない）。

次に、支払利子等の額が特定債券利子等以外の場合、次の金額が対象外支払利子等の額となる。

①支払利子等を受ける者において、わが国の課税所得に含まれる支払利子等の額

②一定の公共法人に対する支払利子等の額

③借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る支払利子等の額（①②の額を除く）

国内法人が国内金融機関に支払う借入金の利子は、通常①に該当するため、損金算入制限の対象とならないこととなる。また、③のように、一定の債券現先取引等に係る支払利子等の額も、対象外支払利子等の額に含まれる。

対象外支払利子等の額から除くとされている（そのため、この場合は、当該利子等は対象支払利子等に含まれ、損金算入制限の対象となる）。

⁶ 取得をした者が実質的に多数でないものを除く。すなわち、少数の者が取得した債券は除かれる。

(4) 調整所得金額の見直し

調整所得金額は、受取配当等の益金不算入制度等を適用せずに計算した所得に、支払利子、減価償却費等を加算し、一定の金額⁷を減算して算出される。大綱による見直しでは、調整所得金額について次の見直しが行われている⁸。

- ①所得金額に加算する金額から、受取配当等の益金不算入額（※1）及び外国子会社配当等の益金不算入額（※2）を除外する。
- ②所得金額から減算する金額から、以下の額を除外する。
- 法人税額から控除する、所得税額の損金不算入額

（※1）株式保有割合が 1/3 超である内国法人からの配当は全額、株式保有割合が 5%超 1/3 以下である内国法人からの配当はその 50%、株式保有割合が 5%以下である内国法人からの配当はその 20%が益金不算入額となる。

（※2）外国子会社からの配当はその 95%が益金不算入額となる。

4. 見直しの影響

大綱が明らかになるまでは、過大支払利子税制の見直しを巡っては、主に次のような見直しによる影響が懸念されていた。

- （ア）金融機関からの借入れにかかる利子が損金算入制限の対象となると、金融機関の貸し出し（企業の借入れ）に影響が及ぶ恐れがある。
- （イ）債券の利子が損金算入制限の対象となると、債券市場に影響が及ぶ恐れがある。
- （ウ）調整所得金額から受取配当金が除外されると、所得の大部分が子会社からの受取配当金である持株会社は損金算入限度額が低下するため、損金算入できない額が増加する恐れがある。

上記の懸念について検討すると、まず（ア）については、前述の通り、大綱の見直しでは、国内法人が国内金融機関に支払う借入金の利子は、通常損金算入制限の対象とならない。そのため、国内金融機関からの借入れは引き続き損金算入が認められ、大綱の見直しによっては特段の影響は生じないと考えられる。

次に、（イ）については、大綱の見直しは、非関連者から支払われる債券の利子は、支払時に源泉徴収されるもの（又はその特定債券利子等を受ける者においてわが国の課税所得に含まれるもの）等は、全額損金算入が認められる。そのため、そのような債券の利子は引き続き損金算入が認められ、大綱の見直しによっては特段の影響は生じないと考えられる。

一方、支払時に源泉徴収されるもの（又はその特定債券利子等を受ける者においてわが国の課税所得に含まれるもの）等以外の特定債券利子等は、損金算入制限の対象となり得る。そのため、対象純支払利子等の額が損金算入限度額（調整所得金額の 20%）に近接している法人は、

⁷ 過大支払利子税制と外国子会社合算税制との二重課税調整のため、外国子会社合算税制により所得に合算される額のうち一定の額が所得から減算される。

⁸ 上記に加え、匿名組合契約の営業者の調整所得金額の計算について所要の措置を講ずるとされている。

特に債券を国外で発行することをためらう可能性がある。

最後に、(ウ)については、大綱の見直しにより、調整所得金額から受取配当等の益金不算入額及び外国子会社配当等の益金不算入額が除外される。さらに、損金算入限度額の調整所得金額に対する割合も 20%に引き下げられるため、上記の懸念の通り、所得の大部分が子会社からの受取配当金である持株会社は損金算入できない額が増加する恐れがあると考えられる。

(以上)